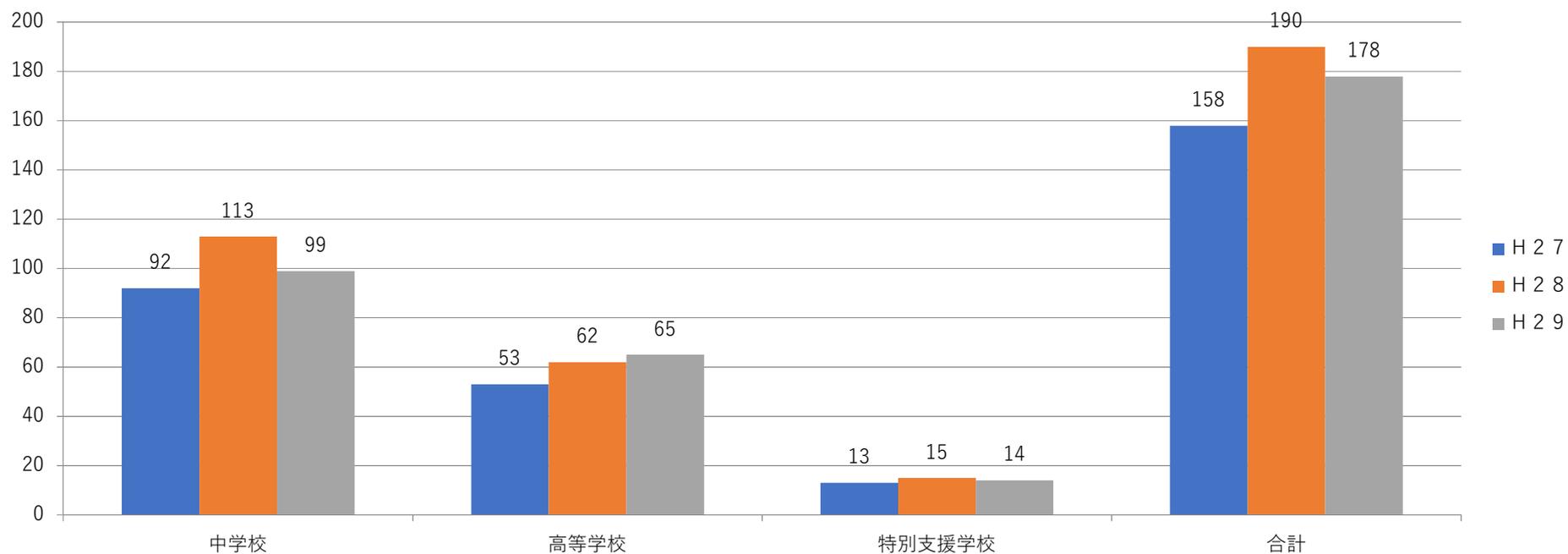


H 3 0 . 1 . 1 5

「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」資料

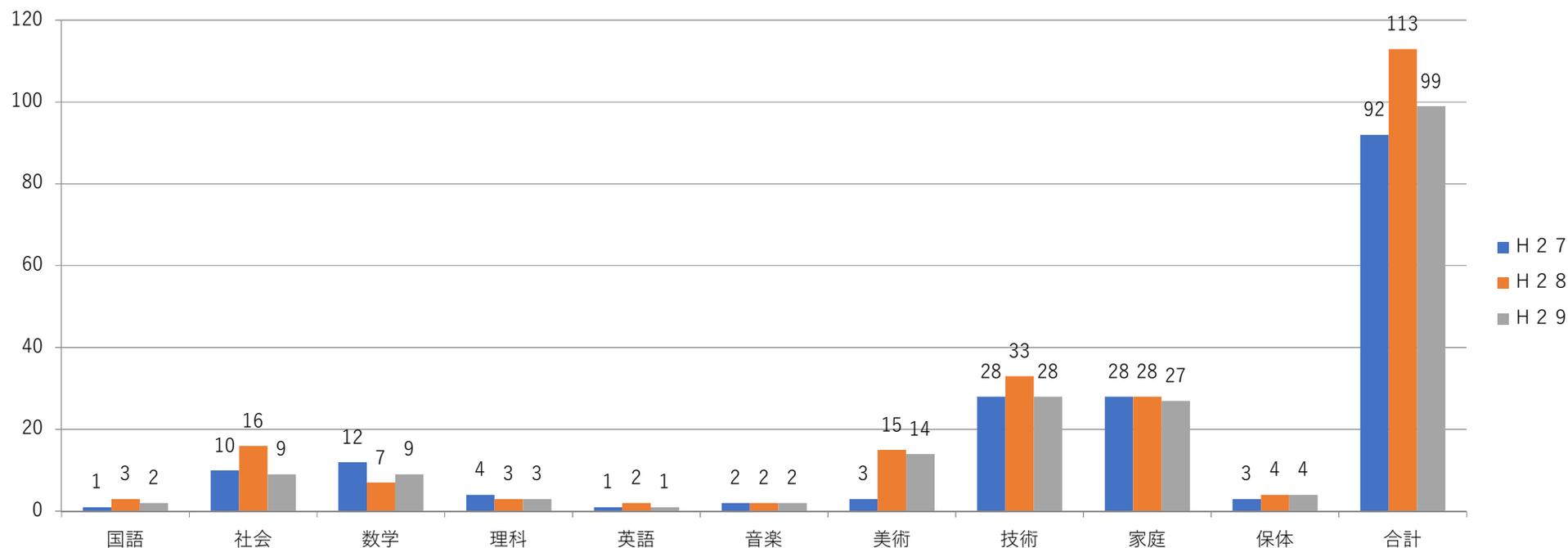
長崎県教育庁義務教育課 課長 木村国広

除外許可の現状①（公立学校種別）



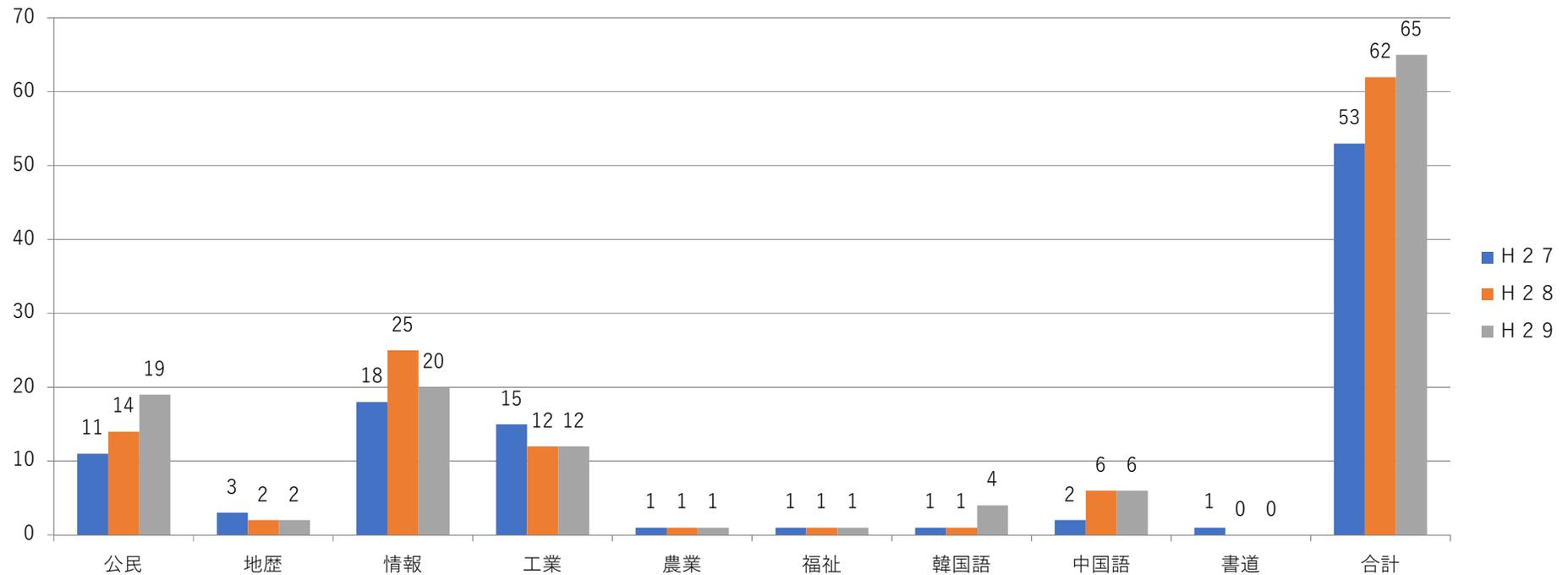
学校種別では、中学校が多くなっている。

免外許可の現状②（公立中学校教科別）



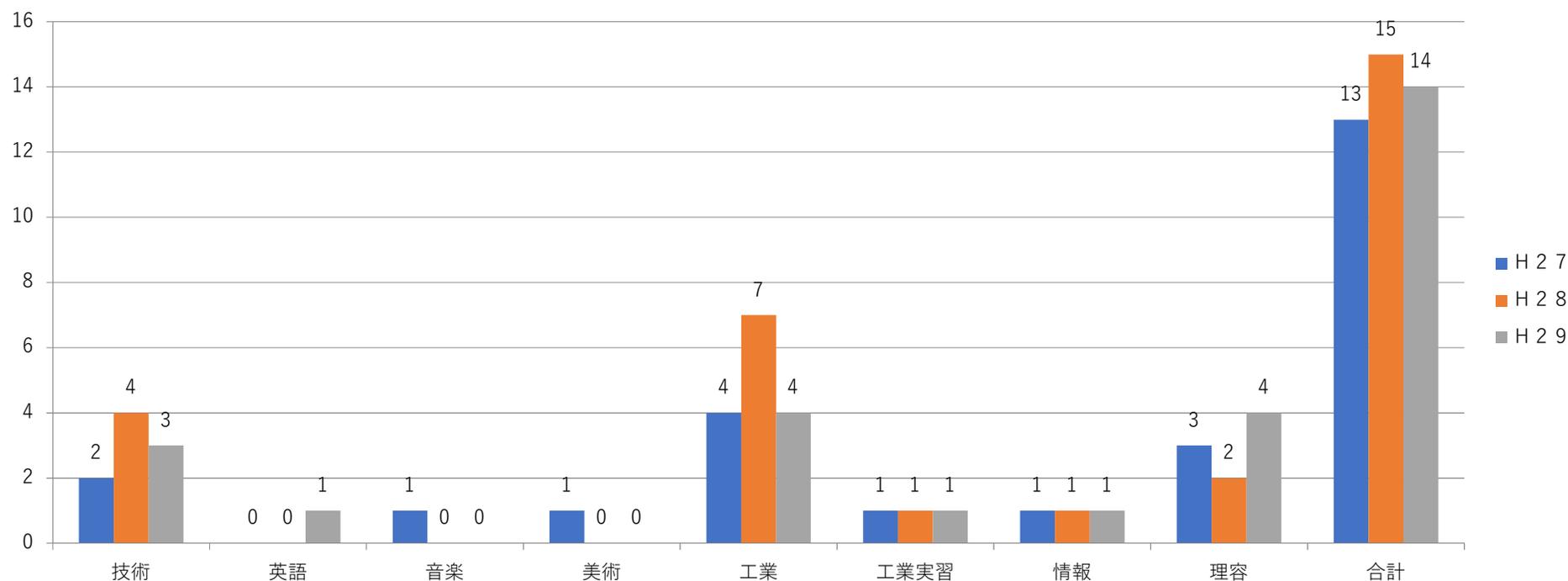
定数内では全教科の免許を持った教員を配置できない小規模校への許可が主となることから、技術、家庭、美術等の教科が多くなっている。

免外許可の現状③（公立高等学校教科別）



情報、公民、工業が多くなっている。

免外許可の現状④（特別支援学校教科別）



高等部（工業、工業実習、情報、理容）への許可が多い。

免外教科の基準等に関する取組①

【市町立中学校免許外教科担任許可基準】

1 許可の制限

- (1) 20学級以上の学校には許可しない。
- (2) 20学級未満の学校についても、免許所有者がいない場合を除き、担当時間数が週2時間以下のものは許可しない。
 - ・免許所有者がいない場合でも、1教科を3人以上で担当し時間数を平準化するなどの申請はしないこと。
- (3) 現に有する免許状に係る教科を全く担任しない場合は、許可できない。
 - ・免許外教科の週あたり担任時間数については、当該教諭の所有免許状に係る教科の週あたり担任時間数を大幅に超えることがないように配慮すること。
- (4) 新規採用者の免許外教科担任は許可できない。
- (5) 少人数授業のために教科を担当する場合は、許可しない。
 - ・少人数指導等を計画する際、チームティーチングではなく、学級をいくつかのグループに分けて指導する形態を取る場合は、免許所有者で対応すること。

※免許外教科担任許可の趣旨は、へき地等の小規模校における当該免許状を有しない教諭への特例措置であるため、安易な時間調整のための免許外教科担任が生じないように留意すること。

2 許可の対象

教諭のみを対象とする。（講師及び助教諭には許可できない。）

- ① 教頭には免許外教科担任の許可はできない。
 - ※ 教頭が、免許外教科の授業を担当する場合は、教諭に兼職発令のうえで免許外教科担任の許可を必要とする。
- ② 助教諭、講師が免許外教科を担当する場合は、臨時免許状の申請が必要である。

免外教科の基準等に関する取組②

【県立学校及び市立高校免許外教科担任許可基準】

1 許可の制限

- (1) 免許所有者がいない場合等を除き、担当時間数が週2時間以下のものは許可しない。
- (2) 現に有する免許状に係る教科を全く担任しない場合は、許可できない。
 - ・免許外教科の週あたり担任時間数については、当該教諭の所有免許状に係る教科の週あたり担任時間数を大幅に超えることがないように配慮すること。
- (3) 新規採用者の免許外教科担任は許可できない。
- (4) 農業高校・工業高校・商業高校等において、実習教科の免許状を有する教諭が、農業・工業・商業等の教科を担当する場合は免許外教科担任許可申請の手続きを行うこと。
臨時免許状による手続きは要しない。ただし、臨時免許状を基に当該教科の普通免許状を取得しようとする場合については、臨時免許状の申請が可能である。

※免許外教科担任許可の趣旨は、へき地等の小規模校における当該免許状を有しない教諭への特例措置であるため、安易な時数調整のための免許外教科担任が生じないように留意すること。

2 許可の対象

教諭のみを対象とする。（講師及び助教諭には許可できない。）

- ① 教頭には免許外教科担任の許可はできない。
 - ※ 教頭が、免許外教科の授業を担当する場合は、教諭に兼職発令のうえで免許外教科担任の許可を必要とする。
- ② 助教諭、講師が免許外教科を担当する場合は、臨時免許状の申請が必要である。

免外許可者への支援

【長崎県教育センター 研修講座】

- 講座名 「免許外教科担任・講師のための授業づくり」
- 期日①平成29年5月1日～2日：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、
技術・家庭、外国語
- 期日②平成29年6月15日～16日：音楽、美術、保健体育
- 対象 中学校希望者
- 内容
 - ・研究協議（学習指導上の諸課題）
 - ・講義（学習指導の基礎基本）
 - ・講義、演習（学習指導の具体的方法）
- 実績
 - ・45名参加

採用や人事異動等に関する取組

【免外解消非常勤講師の配置】

- ・平成29年度、公立中学校72校に対し54名配置している。

【人事異動上の工夫】

- ・平成29年度、公立中学校21校に対し25名の兼務発令をしている。

【教員採用時の取組】

- ・中学校教員採用試験において、複数教科免許保有者に対し加点を行っている。

【遠隔授業の実施】

- ・離島部の県立高等学校に対し、県教育センターが遠隔授業を行っている。

【地元大学との連携】

- ・地元大学に対し、教育学部生が複数教科免許を保有して卒業するよう働きかけている。

【平成29年度公立中学校免許外教科担任発生件数の対応について】

本県では以下のように111校で年間25,475時間（週約728時間）の免許外教科担任を当てないとならない状況が発生している。

1. 免許外教科担任発生件数

学校数	年間時間数	週当たり
111	25,475時間	727,8時間

その対策として、免外解消非常勤54名を72校へ配置し、13,683時間（週約391時間）に対応、更に本務者25名を21校に兼務発令し、2,373時間（週約68時間）、合わせて16,056時間（週約459時間）に対応している。しかしながら、53校で93名の本務者が免外教科担任として9,419時間（週約269時間）を担当している。

なお、免外教科を担当する教諭に対しては、教育センター主催で研修の機会を設けている。

2. 免許外教科への対応

	学校数	対応人数	年間時間	週時間
免外解消非常勤	72	54	13,683	390.9
兼務発令	21	25	2,373	67.8
校内免外	53	93	9,419	269.1
合計	146	172	25,475	727.8

※学校数が111校を越えるのは、1つの学校で免外解消非常勤、兼務発令と2つの対応をしている学校があるため。

文部科学省への要望

- ・免許外指導の解消は、学校の小規模化が進む本県（約3分の2の中学校が6学級以下※特別支援学級を除く）の、特に地理的に統合等が難しい離島部と本土部の教育格差を改善、解消するために必要な取組である。
- ・また、島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実に努めることは、離島の定住を促進するなど離島振興に大いに貢献するものである。
- ・加えて、離島部では、教員免許保有者が極端に不足しており、教員確保のためには、本務者としての採用が急務である。



- ・離島部の学校に対する教員定数の見直し、または、加配制度の創設を要望しているところである。

免外に関する通知への受け止め

- ・通知に則った運用を行っている。
- ・しかしながら、学校の小規模化が進む本県（約3分の2の中学校が6学級以下※特別支援学級を除く）では、今後、教員定数が改善されない限り、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができない」状況が拡大することが懸念されており、通知に則った運用を継続していくためにも、教員定数の改善が必要である。
- ・また、免許所有者がいない場合以外の許可として、「免許所有者はいるが、教頭がその教科を担当するなど、教員が不足している場合」を原則としている。このことから、通知に則った運用を継続していくためには、教員定数の改善が必要である。